障　福　第 ２４３９ 号

平成３１年　１月１１日

指定居宅介護事業所管理者　殿

指定重度訪問介護事業所管理者　殿

指定計画相談支援事業所管理者　殿

茨城県保健福祉部障害福祉課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（公印省略）

障害福祉サービス事業所等におけるサービス提供中の事故防止の徹底について

　昨年6月に県内で発生しました重度訪問介護サービス提供中の死亡事故につきましては，平成30年11月7日に障害福祉課ホームページに掲載し，事業所向けに注意喚起を行ったところです｡

県では，その後，関係機関への聴取などを実施し，支援に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので，各事業所におかれましては，今般同様の痛ましい，重大な事故が発生しないよう事故防止及び急変時の対応等に万全を期していただくようお願いします。

記

１　事故の概要等

　・介護職員はたんの吸引等は実施せず見守り等の支援を行う契約となっており，事

業所は人工呼吸器には触れないよう指導していた｡しかしながら，サービス提供中に

人工呼吸器本体回路の管が何らかの原因で加湿器接続部から抜けてしまい，介護職

員が外れた管を誤って呼気弁につないでしまった｡介護職員は動転していたため，そ

の行動を訪問看護事業所や事業所管理者に正しく伝達できなかった。

・事業所はたんの吸引等を実施しないこととなっていたため，医師や訪問看護事業

所との連携が十分に確保できていなかった。

※　現段階で管が抜けた原因や死因との因果関係は不明｡

２　留意事項

(1) 緊急時等の対応

　 ・サービス開始に当たっては，医師や訪問看護事業所等との連携を図ることが必要不可欠であるため，たんの吸引等医療行為を行わない事業所であっても，調整会議に参加するなど，計画相談支援事業所等が調整窓口となり，あらかじめ医療従事者等との連携，リスク情報の適切な把握や情報共有を十分に図ること。

　 ・介護職員は医療機器である人工呼吸器には触らないことが原則ではあるが，緊急時等の対応を定める際には医療従事者等と連携し，利用者の心身の状況など個別ケースに応じて，人工呼吸器の取扱い（構造の理解）等も含め対応方法を決めるなど安全に配慮した支援体制を確保しておくこと。

・たん吸引等については，医師の指示書に基づいて実施することになっていることから，その実施に当たっては，事前に状態が急変した場合の医師等への連絡体制の整備など緊急時に適切に対応できる体制を確保しておくこと。

・緊急連絡先や緊急搬送先の把握はもちろん，介護職員が医療従事者に相談すべきなのはどういう状況のときか，その際介護職員は誰に連絡し，何を伝達すべきか決めておくこと。

(2) 家族への対応

　 事故の発生状況等について的確な報告及び必要な情報提供を行い,家族の意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応すること。

３　根拠条例

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」

（平成24年12月27日　茨城県条例第73号）

 (指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条　指定居宅介護事業者は，指定居宅介護を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第29条　従業者は，現に指定居宅介護の提供を行っている場合に利用者に病状の急変が生じたときその他必要なときは，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第41条　指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は，県，市町村及び当該利用者の家族等に情報の提供を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

2　指定居宅介護事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について，記録しなければならない。

3　指定居宅介護事業者は，利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。